

2019 年度本庄国際奨学財団

外国人留学生奨学金募集要項

(募集期間：2019 年 4 月 1 日～5 月 6 日)

【奨学金の概要】

1. 日本の大学院に在籍する外国人留学生に対する奨学金
2. 奨学金は **2019 年 9 月**より支給開始します。
3. 返済の義務はありません。
4. 以下の金額と期間のうち、最終目標とする学位取得までの最短年限にあたる期間を奨学金支給期間とします。支給開始後の期間の変更はできません。
 - 4.1. 月額 20 万円を 1 年～2 年間
 - 4.2. 月額 18 万円を 3 年間
 - 4.3. 月額 15 万円を 4 年～5 年間なお、在籍期間が残り 1 年未満の方は応募できません。
5. そのほかに国際学会に出席するための費用が、奨学金支給規程に基づき支給されます。
6. 奨学金受給期間中は他の奨学金を受給することはできません。
7. 奨学金受給中は、アルバイトをしてはいけません。ただしティーチングアシスタント、リサーチアシスタントなど大学や研究に関する仕事ならびに通訳、翻訳、国際交流事業など国際交流に関する一時的な仕事は除きます。
8. 奨学金受給中はほぼ毎月面談するほか、財団で行う行事等に参加することが求められます。
9. 大学院修了後も同窓会などへ積極的に参加することが求められます。

【募集人数】

若干名

【応募資格】 (すべての資格に該当すること)

- 1 日本国籍を持たない者。
- 2 2019 年 9 月現在大学院に在籍している者。または 2019 年秋入学を予定している者。申請時に在籍されていない方も応募可能です。
3. 専門職大学院は原則的に対象外ですが、研究計画書を提出できる場合は、応募可能です。
4. 博士課程在籍者は、1983 年 8 月 31 日以降に生まれた者、修士課程在籍者は 1988 年 8 月 31 日以降に生まれた者。
5. 大学院修了後、いずれは母国において仕事をする意思のある者。
6. 国際親善や交流に理解を持ち、財団で行う行事や同窓生ネットワークに積極的に参加または協力できる者。
7. 日本語の日常会話ができる者。面接は日本語で行います。

【募集期間】

2019年4月1日～2019年5月6日

【応募方法】

1. 奨学金ウェブ申請システムより必要事項を入力し、下記①～④の書類をPDFファイルでアップロードしてください。

奨学金ウェブ申請システム→ <https://entry.hisf.or.jp> （このシステムは2019年4月1日よりアクセス可能となります）

2. 入力後送信完了すると受付番号が発行されます。

審査結果発表はホームページに受付番号を記載する形で行いますので、必ず番号を控えてください。

＜アップロードする必要書類＞

1. **成績証明書**（日本語または英語。それ以外の言語の場合は翻訳を添付してください。）

- 1.1. 出身大学、学部のもの（必須）

高等専門学校から大学へ編入している場合は高等専門学校の成績証明書も必要です。

- 1.2. 大学院のもの（無い場合は提出不要です。）

2. **研究計画書**：指定の用紙に日本語で書いてください。

指定の用紙は奨学金ウェブ申請システムの中にあります。

- 2.1. これからの研究内容

- 2.2. 留学で学んだことを将来母国にどのように貢献したいか

- 2.3. 実績（研究、学校や社会での活動について評価されたもの）

以上3点について日本語で指定された用紙に収まるように書いてください。

3. **指導教授の推薦状1通**：申請者の学業、人物、将来性についての所見を書いていただください。申請者の学業についてよく知っている人なら、留学前に所属した大学・大学院の先生の推薦状でも構いません。枚数、書式は自由ですが、英語または日本語以外の言語で書かれた場合は翻訳を添付してください。

4. **入学許可書、合格通知書など入学を証明できる書類。奨学金申請時にすでに在学中の場合は在学証明書**

※入学許可書、合格通知書を2019年5月6日までに入手できない場合は、入手可能日を記載し、入手でき次第電子メールで事務局あてにお送りください。2019年5月7日以降はウェブ申請システムでアップロードできません。

※親展や本人開封無効として厳封されている書類も開封してPDFファイルにしてアップロードしてください。

※複写された書類も提出可能です。

【応募に関するその他の注意】

1. 応募書類は郵送する必要はありません。

2. ウェブ申請システムは、送信完了後も2019年5月6日まで何回でも書き換え可能です。最終の入

力内容が自動的に上書きされます。

3. 応募書類は返却しません。
4. 申請書類上の個人情報については当財団奨学生選考以外に使われることはありません。
ただし次の特定の関係者に対して限定された個人情報が提供されますのでご了承ください。

4.1. 書類審査・選考のため、選考委員へ申請書類の提出

4.2. 審査の過程において、申請内容を確認するため、ならびに奨学金重複受給の確認のため、大学担当者および奨学金団体へ照会する場合

【奨学金の支給について】

1. 奨学金は2019年9月以降より大学院の開始時期にあわせて支給されます。
2. 奨学金は返済の必要はありません
3. 下記の場合は奨学金の支給を停止します。理事会の決定によりすでに支払われた奨学金の返還を要求する場合があります。
 - 3.1. 病気その他の事由により就学又は研究を継続することが困難なとき。
 - 3.2. 指導教授から就学又は研究の継続に不適格と認められたとき。
 - 3.3. 学業成績・素行が不良の場合。
 - 3.4. 当財団の奨学生としての名誉を傷つけたと認められるような行動をした場合。

【応募に関する問い合わせ】

公益財団法人本庄国際奨学財団 事務局
〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷 1-14-9
電話 (03) 3468-2214
FAX (03) 3468-2606

Honjo International Scholarship Foundation
1-14-9, Tomigaya, Shibuya-ku, Tokyo 151-0063
Tel: +81-3-3468-2214
Fax: +81-3-3468-2606
<http://www.hisf.or.jp>
info@hisf.or.jp